

第3期御所市地域福祉計画

共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所

概要版



令和7年3月

御 所 市

計画書の詳しい内容はこちらの二次元コード
からご確認ください。



地域福祉とは

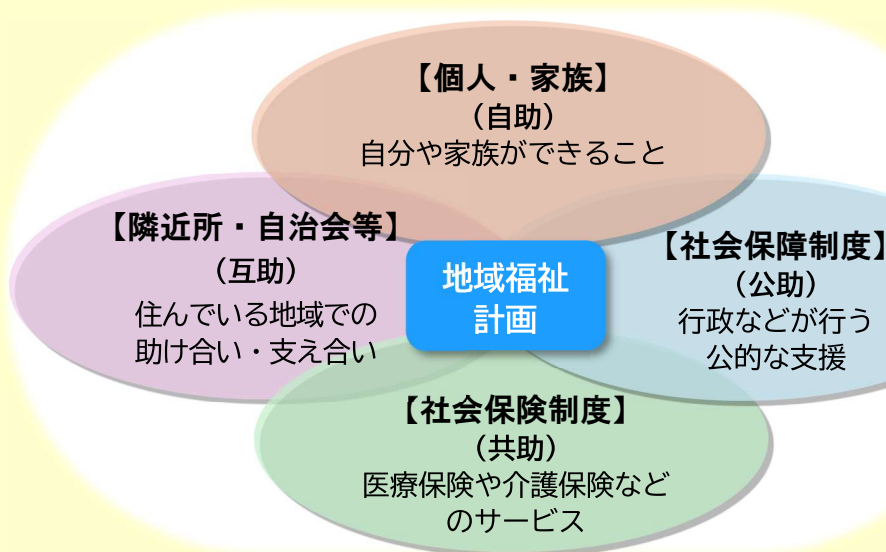
- 「福祉」は、一般的に高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など対象ごとに分けられているものと捉えられています。それは必要な支援やサービスがそれぞれの法律や制度によって、支援される対象者ごとに提供されているからです。
- 「地域福祉」は、法律や制度により、対象者ごとに提供されているサービスを住み慣れた地域において必要に応じて利用できるというだけでなく、**地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに気兼ねなく助けられたり助けたりする関係と助け合いや支え合いのしくみをつくっていくこと**を表します。



地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容などについて目標を設定し、計画的に整備していく計画です。
- 計画を通じ、「自助」「互助」「共助」「公助」という4つの視点での取組を効果的に組み合わせ、御所市において「地域共生社会」の実現を目指していくものです。

■地域福祉計画を軸とした「地域共生社会」のイメージ



◆地域共生社会とは…

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。
- 本計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づく犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項が含まれています。

計画の基本理念

- 本計画の基本理念を次のとおり設定します。
- この理念を根底に置き、地域福祉に関する様々な施策を展開し、すべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに主体的に参加・参画し、共に支え、助け合える地域共生社会の実現をめざしていきます。

基本理念

共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所

施策の方向

I

ふれあい、支え合う
共生のまちづくり

- ◆ 生活に密着した福祉課題に対し、「自助」「互助」「共助」による助け合い・支え合い活動が近隣どうしで行われるよう、住民の地域への関心を高め、積極的な参加を促進するしくみづくりを推進します。

II

安心して利用できる
福祉サービスの
しくみづくり

- ◆ 地域で「困りごと」を持つ支援が必要な人を早期に発見し、その人に必要なサービスが届くよう、関係機関が連携した包括的な相談支援体制やしくみづくりを推進します。
- ◆ 近隣どうしの日常的な助け合い活動が「互助」による地域全体の福祉活動に広がるよう、地域住民自らがその担い手として育つまちづくりをめざします。
- ◆ 性別や世代、障がいの有無などに関係なく、多様な住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材を育成するとともに、ボランティア活動を推進します。

III

安全・安心な暮らし
のための環境づくり

- ◆ だれもが安全・安心で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備を推進します。
- ◆ 市民一人ひとりがその人らしく自立した生活を送ることができるよう、権利が守られるしくみづくりを推進します。



基本施策

基本理念

共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所

施策の方向

基本施策

I

ふれあい、支え合う
共生のまちづくり

① 住民どうしの交流と身近な
地域での福祉活動の促進

4ページ

② 地域の見守り・支え合いの
ネットワークの推進

4ページ

③ 福祉意識の醸成

5ページ

II

安心して利用できる
福祉サービスの
しくみづくり

① 包括的な相談支援体制の
充実

6ページ

② 情報提供の充実

7ページ

③ 福祉サービスの充実

7ページ

④ 地域福祉の担い手の確保・
育成

8ページ

III

安全・安心な暮らし
のための環境づくり

① 成年後見制度の利用促進

9ページ

② 犯罪や非行をした人の
立ち直りに向けた支援

9ページ

③ 防災・防犯対策の推進

9ページ

④ 快適な生活環境の充実

10ページ

I ふれあい、支え合う共生のまちづくり

1 住民どうしの交流と身近な地域での福祉活動の促進

取組の方向

①地域に関心をもつきっかけづくり

行政の主な取組

- 各地域において地域の課題や地域福祉などについて話し合う場の設置
- 社会福祉協議会とともに、地域全体で地域福祉を推進するための気運醸成

地域住民に期待する取組

- 自分自身が暮らす地域の文化や慣習などにふれ、地域の良さや強みに関心を持ちましょう。
- 地域に関心を持ち、地域の行事やイベントに参加しましょう。

②住民どうしが交流できる場づくり

- 自治会やボランティアなど様々な地域福祉活動団体、社会福祉協議会などと連携して、祭などの伝統行事や地域サロンの実施に取り組めます。
- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが気軽に参加できる交流の場やサロン活動、イベント、世代間交流などの実施への支援

- 地域の多様な人との交流の機会を持ちましょう。
- 市外から移住、あるいは市内の他の地域から引っ越してきた新たな住民も地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。

2 地域の見守り・支え合いのネットワークの推進

取組の方向

①地域福祉ネットワーク活動の推進

行政の主な取組

- 日頃から近隣との関わりを持ち、いざというときに支え合い、助け合える新しい「向こう三軒両隣」の関係づくりの推進
- ひとり暮らし高齢者や孤立するおそれのある人など支援が必要な人を早期に把握し適切なサービスにつなげることができるよう、民生委員・児童委員、地域の関係団体・機関との連携と活動への支援の充実に努めます。

地域住民に期待する取組

- 自治会に加入し、見守りなどの地域福祉活動に参加しましょう。
- ふだんから隣近所で見守りが必要な人を気にかけるようにしましょう。
- 隣近所で、いざという時に「ちょっと助けて」「困ったときはお互い様」と言える関係をふだんから築きましょう。



取組の方向

②避難行動要支援者への支援体制の充実

- 地域での見守りや訪問を通じた災害時における要配慮者情報の把握や避難行動要支援者名簿の整備、自治会、民生委員・児童委員などの連携による、避難行動要支援者に対する円滑な支援を行う体制の確立
- 災害発生時、要配慮者が社会福祉施設等を避難先として使用できるように締結した「協定」に基づく、安心な避難環境づくり

地域住民に期待する取組

- 地域では、防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時における避難行動要支援者などの支援体制づくりに努めましょう。

③虐待防止対策の推進

- より効果的と考えられる媒体を検討・活用した虐待防止啓発の推進
- 市の相談機能の強化と、奈良県、警察など関係組織との連携・情報共有、専門機関への迅速なつながりができる体制づくり

- 隣近所で虐待やDVなどの異変に気づいたら、民生委員・児童委員や市役所、地域包括支援センター、こども家庭センターに相談しましょう。

3 福祉意識の醸成

取組の方向

①人権尊重意識や福祉のこころを育む広報・啓発の充実

- 『広報御所』やホームページなどを活用した、人権尊重社会や男女共同参画社会についての様々な情報の提供

地域住民に期待する取組

- 地域の多様な人との交流の機会を持ちましょう。
- ふだんの自分自身の言動に潜む「無意識の思い込みや偏見」に気づこうとしましょう。

②人権や福祉に関する教育の推進

- 地域における福祉体験学習の機会の充実
- 多様性や福祉の意義について理解が深まるよう、社会福祉協議会とともに学校等における福祉教育の推進に努めます。

- 困っている高齢者や障がいのある人を見かけたら、積極的に手助けをしましょう。
- 多様性を理解するために、自分なりにできることは何か考えてみましょう。



Ⅱ 安心して利用できる福祉サービスのしくみづくり

1 包括的な相談支援体制の充実

取組の方向

①総合的・包括的な相談支援体制の整備

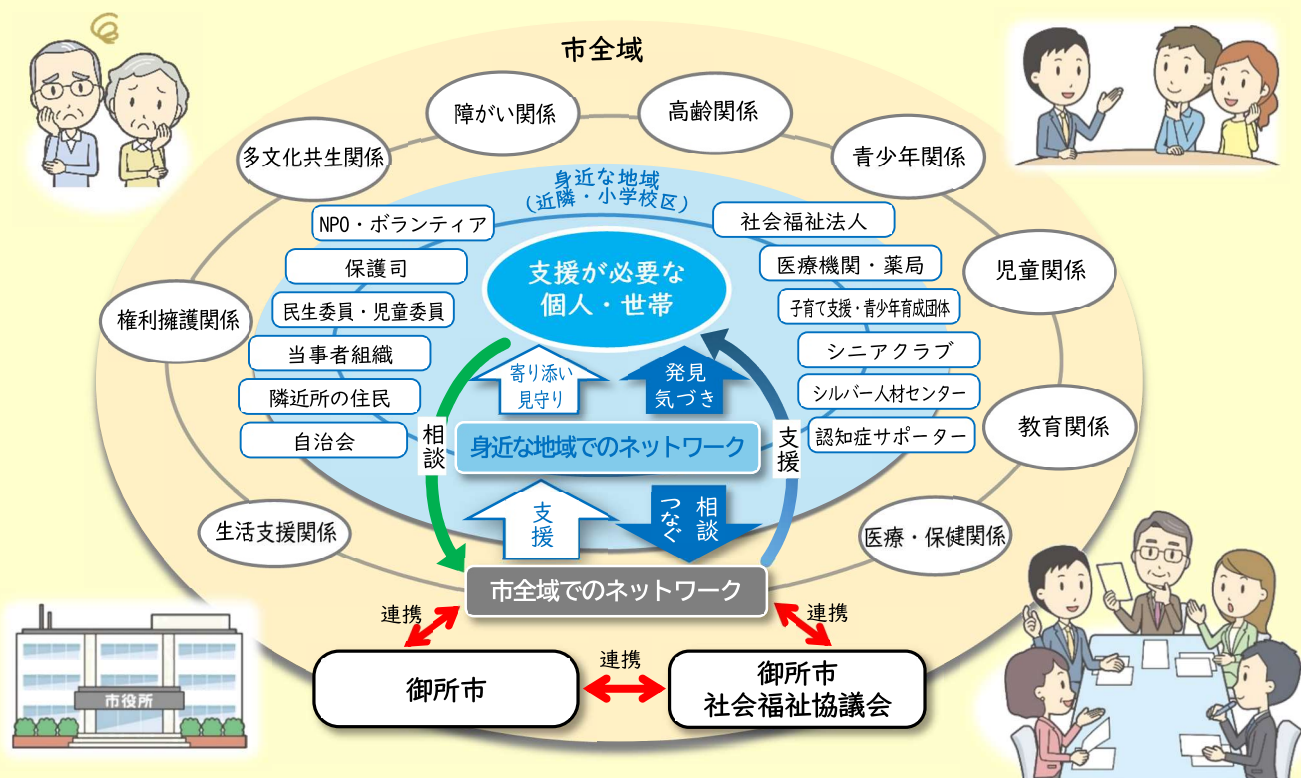
行政の主な取組

- 担当部署間の連携と情報共有による相談機能の強化
- きめ細やかな相談、専門的な相談を実施するための相談窓口の整備と、総合的な相談に対応できる体制づくり

地域住民に期待する取組

- 困ったことは抱え込まず、身近にいる人や相談機関に相談しましょう。
- 困った時の相談窓口を事前に把握して活用しましょう。

■包括的な支援体制のイメージ



取組の方向

②専門的な相談支援体制の整備

行政の主な取組

- 専門職員の育成や確保などによる相談機能の充実
- 専門機関へのつなぎやネットワーク化などによる専門的な相談体制の強化
- 女性に対する相談体制やDV相談・支援の充実
- 消費者相談の推進

地域住民に期待する取組

- 各種相談窓口や地域担当の民生委員・児童委員を知ったり、かかりつけ医等をもち、困った時には積極的に相談しましょう。
- 介護疲れや負担感が生じた場合は、市役所や地域包括支援センター・社会福祉協議会、福祉サービス事業所・施設などに相談してみましょう。

2 情報提供の充実

取組の方向

行政の主な取組

- 『広報御所』やホームページ、SNS、まちづくり出前トークなど、様々な媒体や方法を活用した情報提供の実施
- アウトリーチ（訪問型の相談支援）の手法などによる、情報が行き届きにくい人に対する情報提供の実施

×

地域住民に期待する取組

- 日頃から福祉情報に関心を持ち、積極的に入手しましょう。
- 福祉サービスに関する情報を活用し、内容を正しく理解するとともに、家族や隣近所で情報を伝え合いましょう。

3 福祉サービスの充実

取組の方向

行政の主な取組

①福祉サービス提供体制の充実

- 高齢者、障がいのある人、子育て世帯などに対し、それぞれにとって適切なサービスが提供されるための総合的なケアマネジメントの充実
- 保健・福祉の各担当課及び関係機関との連携の強化と、地域に密着したサービス提供のネットワーク化

×

地域住民に期待する取組

- 福祉サービスの利用に際して、サービス提供事業者などが出している情報を有効活用し、自分自身の状況に応じたサービスが利用できるような努めましょう。

②福祉サービスの質の確保・向上

- 保健・福祉サービスの質的向上を図るためのサービス提供事業者との協力・連携の推進
- サービスに対する利用者の要望やニーズの適切な把握によるサービス提供体制の改善への活用

×

- 利用するサービスについて、その質の向上につながるよう、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えましょう。



取組の方向

行政の主な取組

地域住民に期待する取組

①福祉ボランティア
団体等へ支援

- 社会福祉協議会への支援と機能強化とともに、様々なボランティアニーズに沿った活動に関する相談・助言・支援ができる事業の充実
- ボランティア団体等が市に対して必要とするニーズの把握による活動しやすい環境づくりに向けた支援

×

- 市や社会福祉協議会が提供するボランティア活動や地域福祉活動の情報を積極的に入手し、講座などに参加しましょう。

②福祉関係団体間の
連携による担い手
の育成

- 社会福祉協議会と連携した、幅広い分野で活動するボランティアなどの福祉の担い手の発掘・育成
- 介護予防・日常生活支援総合事業と連携し、軽度の要支援高齢者等に対する生活支援サービスを多様な主体が提供する体制づくり

×

- ボランティア活動に関する研修や会議に積極的に参加し、ボランティア活動についての学びを深めましょう。

③ボランティア人材
の養成と経験や知
識を生かせる機会
の充実

- 福祉関係の人材養成に関する事業への支援
- 地域福祉活動の取組を学んだ住民に対して、その学習成果を生かせる機会や場の創出

×

- 地域福祉活動に関心を持ちましょう。
- 自分の持っている能力や技術を福祉活動に生かしてみましょう。

④多様な活動機会の
充実

- 子どもから大人まで、ボランティアとして気軽に参加できる行事やイベントの開催
- 豊かな人生経験、特技や技能を持つ人々を発掘・活用した取組の推進

×

- これまで培ってきた経験や知識、技能を生かした活動に参加することを通じて、それらを次の世代に引き継いでいきましょう。

⑤担い手が活動しや
すい環境づくり

- 地域活動に男女が均等に参加しやすい体制づくりや、性別を問わない人材の育成
- 活動団体が活動しやすい環境づくり、住民が様々なボランティア活動に参加しやすい環境づくり

×

- 『広報御所』や『社協だより』、パンフレット等からボランティアに関する情報やどのような活動があるのか調べてみましょう。
- 自分の都合に合わせて参加しやすいような活動を見つけましょう。

Ⅲ 安全・安心な暮らしのための環境づくり

1 成年後見制度の利用促進

取組の方向

行政の主な取組

- 判断能力が不十分な人の権利を守り支援するための、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用の促進

×

地域住民に期待する取組

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度を知り、理解を深めましょう。

2 犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援

取組の方向

行政の主な取組

- 保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動」における啓発活動（街頭啓発、合同研修会等）を通じ、更生保護・再犯防止に対する地域の理解の醸成に努めます。
- 関係機関等と連携し、犯罪をした人等の就労への支援、居住などの確保に努めます。

×

地域住民に期待する取組

- 「社会を明るくする運動」のイベントに参加するなど、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深めましょう。

3 防災・防犯対策の推進

取組の方向

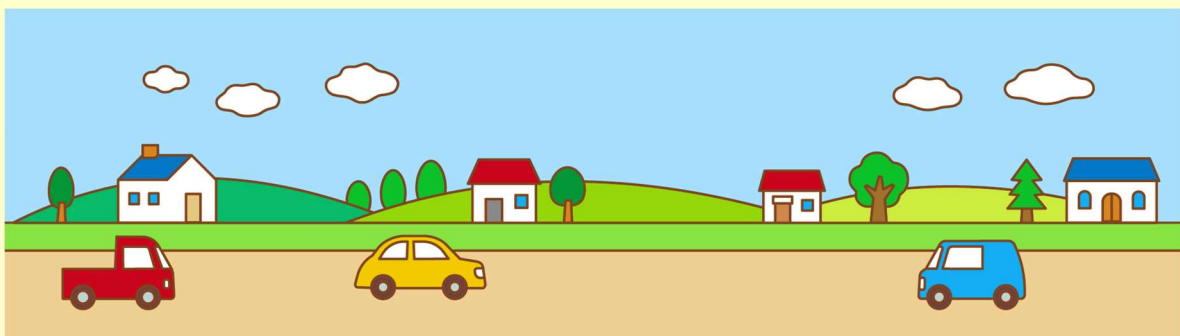
行政の主な取組

- 社会情勢に応じた御所市防災計画の改定
- 自主防災組織の育成促進、住民・事業者・市の連携による防災訓練等の活動を推進します。
- 関係機関等と連携し、高齢者等の特殊詐欺などの被害防止啓発活動を推進します。

×

地域住民に期待する取組

- 自分自身が暮らす地域の防災マップやハザードマップを確認しましょう。
- 商品の契約などの疑問は、消費者問題の窓口などに問い合わせましょう。



取組の方向

行政の主な取組

- 道路・歩道や公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの計画的推進
- 利用者のニーズに応じた移動手段のあり方について継続検討



地域住民に期待する取組

- バリアフリーや合理的配慮の視点で地域の状況を点検し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者などの管理者に意見・要望を伝えましょう。
- 近所に移動困難な人がいたら、できる範囲で支援してあげましょう。



◆計画の推進体制

- ◆ 住民一人ひとりと地域・関係団体等がそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協働して、地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。
- ◆ 地域福祉は、行政の取組と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」での取組が両輪となって推進することが不可欠のため、これまで以上に連携強化を図り、計画の着実な推進を図ります。
- ◆ 本計画で示す施策は、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）のもとに進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

第3期御所市地域福祉計画【概要版】

令和7年3月

編集・発行 御所市健康福祉部福祉課

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL：0745-62-3001（代表）

FAX：0745-62-3022

